平成２２年（フ）第１０８８号
福岡県福津市宮司５丁目14番25―501号
破産者　藤野　安浩
1　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
2　一般調査期日　平成24年２月17日午前10時10分
平成23年12月21日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６号
福岡県春日市桜ヶ丘２丁目19番地１エバーライフ井尻駅南110号、前住所福岡県春日市須玖北１丁目９番地
破産者　比嘉　正幸
1　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
2　一般調査期日　平成24年２月10日午前11時30分
平成23年12月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４９号
福岡県糸島市波多江駅北３丁目12番１―103号、前住所福岡県糸島市池田404番地の１
破産者　武石　信美
1　破産債権の届出期間　平成24年１月30日まで
2　一般調査期日　平成24年３月５日午後３時30分
平成23年12月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５５４号
大阪府寝屋川市大利町８番12号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市大利町17番15号
破産者　山口　裕已
1　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
2　一般調査期日　平成24年３月５日午後３時30分
平成23年12月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９７３号
大阪府柏原市太平寺２丁目13番６号、前住所大阪府柏原市大県４丁目659番地の２
破産者　山田　勝治
1　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
2　一般調査期日　平成24年３月８日午前11時
平成23年12月22日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０９１号
福岡県太宰府市大佐野４丁目18番14号、旧住所福岡県筑紫野市天拝坂２丁目３番地60
破産者　香川　弘美
1　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
2　一般調査期日　平成24年３月２日午後４時30分
平成23年12月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５号
京都府綾部市田野町田野山２番地163　ケアハウスウォーターヒルズ松寿211号室
破産者　大槻　則道
1　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
2　一般調査期日　平成24年３月８日午後２時
平成23年12月22日
京都地方裁判所福知山支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１４２０号
福岡県大野城市仲畑２丁目11番33号
破産者　株式会社イズミ
異議申述期間　平成24年２月20日まで
平成23年12月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３号
熊本県上天草市龍ケ岳町高戸903番地の13
破産者　有限会社恭友建設
異議申述期間　平成24年２月20日まで
平成23年12月26日　熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第４２号
熊本県荒尾市川登1848番地６
破産者　岸川　　直
異議申述期間　平成24年２月27日まで
平成23年12月26日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１３３号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原１丁目79番地
破産者　金丸　廣通
異議申述期間　平成24年２月27日まで
平成23年12月26日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責決定

平成１６年（モ）第２０号
（平成１６年（フ）第１８号）
高知県安芸市矢ノ丸３丁目１番23号
破産者　樋口　豊水
主文　破産者を免責する。
平成23年12月21日
高知地方裁判所安芸支部破産係

免責審尋期日

平成２３年（フ）第１１１６５号
東京都世田谷区等々力４丁目７―19
破産者　野中丈太郎
審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
平成23年12月21日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０８９号
東京都千代田区麹町３丁目４番地
清算株式会社　株式会社エスエスアール
代表清算人　加藤　　敦
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第５９号
京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字釜井谷21番地の16
清算株式会社　株式会社アールエンジニアリング
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１００３号
広島市東区曙１丁目８番20号
清算株式会社　平成工業株式会社
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０７２号
東京都港区虎ノ門４丁目３番13号
清算株式会社　わかば商事株式会社
代表清算人　髙橋　泰雄
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定債権の定義
協定債権とは、平成23年11月８日(以下、「基準日」という。)までの原因に基づいて発生した債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権(以下、「優先債権等」という。)を除いたものをいう。
2　一般債権の定義
⑴　一般債権とは、協定債権のうち、髙橋泰雄が有する債権以外の債権をいう。
⑵　一般債権元本とは、一般債権のうち、基準日以前及び基準日以後の利息債権及び遅延損害金請求権を除いたものをいう。
3　弁済の方法・場所
⑴　協定債権に対する弁済は、清算人代理事務所（坂井・三村・相澤法律事務所　東京都港区虎ノ門４丁目３番13号　神谷町セントラルプレイス４階）において行う。清算人代理事務所が移転した場合、移転後の清算人代理事務所で行うものとし、その所在地は、協定債権者に対し、書面により通知する。ただし、協定債権者から事前に書面により特定の預金口座への振込送金の指定があった場合は、その指定口座宛に振り込む方法により行う。この場合、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　清算株式会社が協定債権者に対して債権を有する時は、上記⑴の弁済金と当該債権を対当額で相殺することができる。